

# CAUTION!!

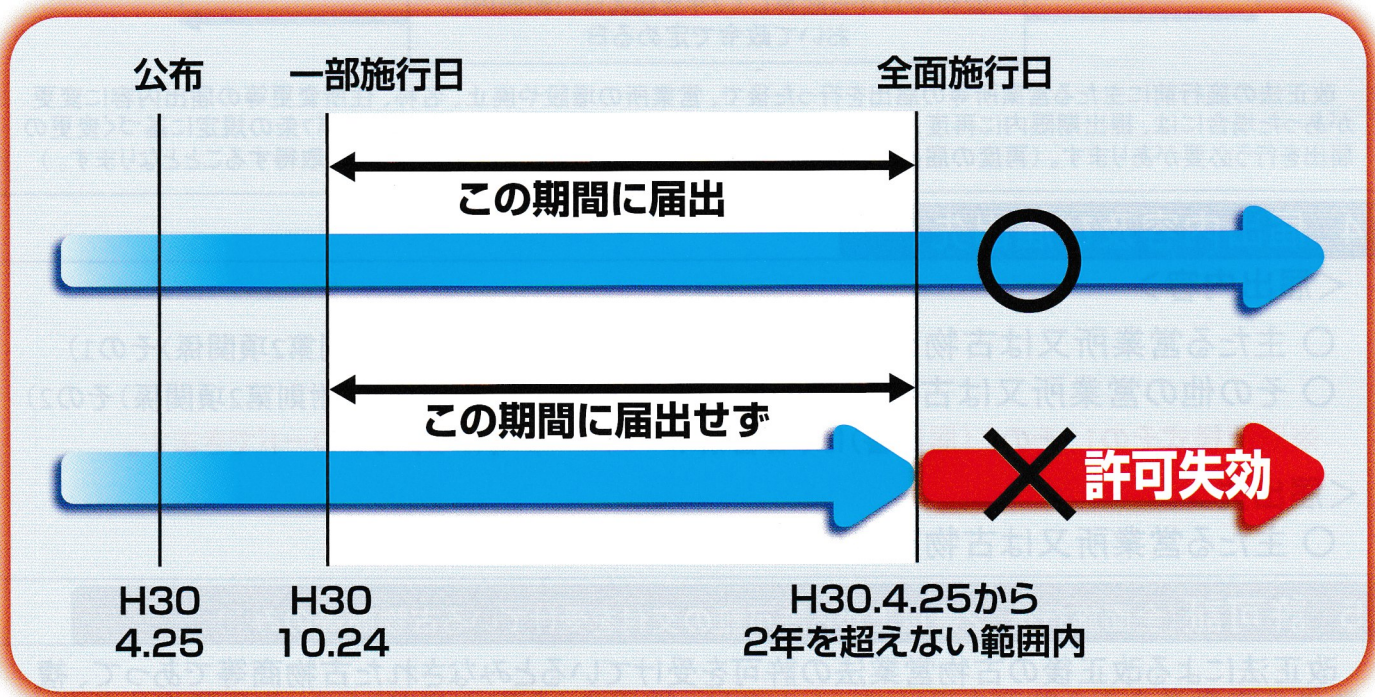
## 古物営業法改正

The Amended Antique Dealings Law

# 警察署に主たる営業所等の届出はしましたか？

The report of a main office is necessary for the police

- **すべての古物商**は、主たる営業所の届出をしなければなりません。
- 営業所が一つしかない場合でも主たる営業所の届出が必要です。



平成30年4月25日に公布された古物営業法の施行は二段階となっており、平成30年10月24日の一部施行日から全面施行日の間に主たる営業所の届出をしなかった場合は、現在の許可が失効します。

届出先:主たる営業所の所在地の所轄警察

